

企画競争実施の公示

平成 29 年 2 月 27 日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
長崎河川国道事務所長 垣原 清次

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名：平成 29 年度本明川総合水防演習運営補助
- (2) 業務内容 本業務は、洪水等による水害を防御または軽減するため、水防関係機関との有機的な連携と水防体制強化、水防技術の習得・錬磨、地域住民に対する水防意識の高揚・啓発、地域住民の水防活動への積極的な参加協力・理解を目的とした水防演習の運営補助を行うものである。
- (3) 履行期間 契平成 29 年 4 月 3 日から平成 29 年 7 月 31 日
- (4) 契約日は、平成 29 年度予算が平成 29 年 4 月 3 日までに成立した場合は、4 月 3 日とし、4 月 4 日以降に成立した場合はその成立日とする。なお、契約日に係わらず、契約(履行)期間の始期は平成 29 年 4 月 3 日とする。また、暫定予算となった場合、本業務に係る予算が全額計上されているときは、全体の契約期間の契約とするが、当該予算が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。なお、本予算成立後は平成 29 年 7 月 31 日までとする。

2. 企画競争参加資格要件

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加資格(全省庁統一資格)
 - ① 企画提案書の提出時において、平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」(のうち「広告・宣伝」)において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の 1) 及び 2) の要件を満たす場合、競争参加資格(全省庁統一資格)を有するものとする。

 - 1) 手続開始の決定を受けていること。
 - 2) 手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか 1 箇所に提出していること。

- ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
- イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
- ウ) 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）
- ③ 競争参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付け官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- (3) 企画提案書等の提出期限の日から契約締結日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中である場合は除く。
- ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし（イ）については、会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。
- ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (5) 平成18年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、下記に示す「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有すること。
- ・ 同種業務 : 国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）が発注した防災に関する訓練の企画又は運営に関する業務
 - ・ 類似業務 : 国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）が発注した防災に関するイベントの企画又は運営に関する業務
- （注1）特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国

立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用期間法人をいう。

(注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

(注3) 地方公社等とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

(注4) 公益法人とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）

(6) 配置予定管理技術者は、企画競争実施にかかる説明書に記載しているいずれかの資格を有する者であること。

(7) 配置予定管理技術者は、平成18年以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、下記に示す「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有すること。

・同種業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）が発注した防災に関する訓練の企画又は運営に関する業務

・類似業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）が発注した防災に関するイベントの企画又は運営に関する業務

※（注1～4）の説明は2.（5）と同じ。

(8) 配置予定管理技術者は、平成29年4月3日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満であること。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務。

- (9)九州地方整備局管内に本店・支店または営業所等が存在すること。
- (10)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者または、準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11)企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 手続等

(1)担当部局

〒851-0121 長崎県長崎市宿町316番地1

国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所経理課契約係

電話095-839-9851（内線220）FAX095-839-9441

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年2月27日から平成29年3月21日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。場所は(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3)企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成29年3月21日 17時00分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によること。

(4)企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング 無

但し、企画提案書の内容について担当部局より質問する場合がある。

(5)企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

- (1)契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3)企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4)企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5)企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6)特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7)提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8)本見積りに係る決定及び契約締結の条件は、平成29年度の予算が成立し、予算示達

がなされた場合とする。詳細は企画競争実施にかかる説明書による。
(9)その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。